

意見書

平成 23 年 10 月 12 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課御中

郵便番号 150-0031

住所 とうきょうとしぶやくさくらがおかちょう 東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階  
社団法人日本インターネットプロバイダー協会

Tel. [REDACTED] Fax. [REDACTED]

会長 わたなべ たけつね 渡辺 武経

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 総論

活用業務が認可制から届出制に変わることにより、総務省殿からNTT 東西殿に対し、同社が活用業務として行う業務内容についての事前規制が撤廃されることとなります。そのため本ガイドライン上におきまして、活用業務として可能な業務について従来の記述より一層明確に記載することが必要と思います。

## 各論

項	段落	意見
P. 1	I.ガイドラインの目的	<p><b>【原案】</b></p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。)第 2 条第 5 項の規定に基づき、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)は、地域電気通信業務等(脚注 1)の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、事前の届出により、同社が地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務(脚注 2)その他の業務(脚注 3)(以下「活用業務」という。)を営むことができる。</p> <p>脚注3「その他の業務」としては、例えば電気通信業務に関連する経営コンサルティング等の業務を想定しており、放送業は含まない。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>その他の業務の例として脚注3に挙げられている経営コンサルティング等の業務は、平成 23 年 5 月 24 日の衆議院総務委員会において桜井総合通信基盤局長が例として挙げられていますように、どちらかという目的達成業務に分類されるものであって、活用業務の例としては不適切ではないかと思えます。活用業務制度が導入されてからほぼ 10 年になりますが、この間の総務省殿による認可の報道発表を見る限り、一度も経営コンサルティング等の業務が活用業務として認可さ</p>

		<p>れた例は見当たらないことから、活用業務の「その他の業務」として経営コンサルティング業務を例として挙げ続けるのは適当ではないと思います。</p>
P2	II 活用業務の届出	<p><b>【原案】</b></p> <p>(1) NTT東西は、活用業務を営もうとする場合には、NTT法施行規則第2条の2に基づき、当該業務を開始する日の30日前までに、次の事項を記載した届出書を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>① 業務の内容(以下略)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>従来からの認可申請に際しても、NTT 東西殿から提出された業務の内容だけからは、実際のサービスイメージが分かりにくく、他の事業者において事業や競争環境への影響が判断しにくい事例が存在したことを踏まえ、今後 NTT 東西殿からの届出は、具体的なサービスイメージを添えて、より分かりやすくしていただくことが必要だと思います。</p>
P2	同上	<p><b>【原案】</b></p> <p>(3) 総務大臣は、NTT法施行規則第2条の2に基づき、提出された事項をインターネットの利用等の方法により公表する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>総務省様からの公表に際しては、報道発表をされるなど、他事業者からも認知しやすい場所に掲載されますよう、ご配慮を賜りたくよろしく申し上げます。</p>
P4	2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること	<p><b>【原案】</b></p> <p>平成 23 年の NTT 法改正後においてもこれは同様であり、NTT 東西が活用業務を営む場合には、NTT 再編成の趣旨が没却されることがないよう、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、これが認められているものである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>この部分はもっと強調されるべきと思います。</p> <p>ガイドラインの他の部分を見る限りでは、NTT 東西殿は地域</p>

	<p>電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障がない限り、どのような活用業務を営むことも可能のように解釈することが可能です。</p> <p>しかし、インターネット接続サービス事業 (ISP 事業) のように 1999 年の NTT 再編成の時に、長距離国際通信として位置付けられたサービスを、活用業務の名目で NTT 東西殿が行うとすれば、NTT 法そのものの趣旨を大きく損ねるのみならず、日本の競争政策全体にも違うものと言わざるをえません。</p> <p>ISP 事業については、P1 の脚注3に「放送業は含まない。」とありますように、P1 の脚注2に、「ただし ISP 事業のように本来長距離国際通信に分類される業務を含むものではない。」と明記していただければと思います。</p>
--	--

以上